

# 公的研究費の管理・監査に関する研修会

## －研究費不正の共通リスク－

第10回 平成24年3月2日(金)10:00～

第11回 平成24年3月2日(金)13:30～

場 所:北とぴあ さくらホール



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

# 1. 研究費の不正使用等の防止に関する取組

## <不正使用等を引きおこす要因>

### 1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であり、自由に使ってよいという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

### 2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
- 機関内ルール ○不正防止推進部署の設置
- 発注・検収のチェックシステム
- 内部監査・モニタリング 等が不十分

### 3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
  - ・単年度会計主義
  - ・繰越、費目間流用制限
  - ・制度間で異なるルール

## <不正使用等の防止に向けた取組>

### 不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
  - ・応募資格停止ペナルティ(最大5年間の応募制限)【科研費、H15】
  - ・機関管理の義務づけ【科研費、H16】
  - ・文部科学省のペナルティー斉適用【文科省、H16】
  - ・府省共通のペナルティー斉適用【関係府省、H17】

### 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認(フォローアップ)
  - ・研究機関に対し、体制整備の実施状況報告書(チェックリスト)の提出を求める
  - ・分析結果報告書の作成・公表
  - ・現地調査の実施(H22年度:65機関、H23年度:実施中)
- 研究機関担当者に対する研修会を毎年開催

### 競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策アクション・プラン【CSTP+関係府省】
  - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
  - ・費目の統一化
  - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】
  - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現

## 2. 研究機関における公的研究費の 管理・監査のガイドライン(実施基準)

---

＜平成18年6月＞

A大学の教授による、私的流用を含む複数年による大規模な研究費の不正使用が発覚。

- ⇒ 有識者で構成された「研究費の不正対策検討会」においてとりまとめた素案を基に、平成19年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を大臣決定し、不正防止に取り組むよう研究機関に通知。
- ⇒ ガイドラインに基づき、毎年、機関に体制整備等実施状況報告書の提出を求めるとともに、サンプルによる現地調査で、その状況の確認を実施。

### 3. 公的研究費の不適切経理事例と文部科学省の対応①

＜平成22年2月報道＞B大学、関与者31名

○物品調達における架空請求による預け金等。

（平成12年度以前～21年度）

○総額約1億8千万円、私的流用一部有り。（1名逮捕）

＜平成22年10月報道＞C大学、関与者54名

○物品調達における架空請求による預け金等。

（平成14年度以前～19年度）

○総額約4億5千万円、私的流用一部有り。

◆他にも、不適切な経理が多数の大学で判明

国公立の違い、大学や研究所等機関種別と関係なく、不正使用は発覚している。（特定機関の問題ではない）

### 3. 公的研究費の不適切経理事例と文部科学省の対応②

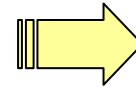
---

#### <文部科学省の対応>

- 競争的資金を受給している研究機関に対し、ガイドラインに基づく体制整備及び運用に関し、徹底した対応を行うよう要請。
- 当該問題を1つの契機として、機関に報告を求めている「体制整備等実施状況報告書」の様式についてチェックリストへの移行を検討し、作成へ。

## 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)①

研究機関における公的研究費の  
管理・監査の体制整備について



**自己評価の実施**

### ○これまでに機関から提出された「体制整備等実施状況報告書」 から見られた結果分析

ガイドラインは不正発生のリスクを下げるための例示であるにも関わらず、研究機関の多くは**形式的な体制整備に重点を置いているため、取組は行われていても、本来のリスク低減に繋がっていない**可能性がある。

<例>

「研究者及び事務職員に対してルールの周知」は、殆どの機関が実施している一方、ルールが理解されているか「研究者・事務職員のルール等に対する理解度の確認」を行っている機関はその半数に留まる、など。

## 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)②

### ○体制整備等実施状況報告書の様式変更の必要性

変更前の様式では、ガイドラインの項目に沿って詳細の実施状況を求めていた。

#### <課題点>

- ・ 研究機関の取組において、
  - ①不正防止のリスクが低減されているか
  - ②不正防止のために整備された体制が有効に機能しているのか等、取組の実効性を報告書から把握することが難しい。
- ・ 自機関の不正防止の取組が、どの程度まで達成されているのか基準が見えないため、不正防止に対する進捗度が計れず、改善に向けた明確な目標設定が行いづらい。

課題の解決手段

○様式を「体制整備等自己評価チェックリスト」へ改訂。

(平成22年12月17日)

## 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)③

---

○体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)の活用による公的研究費の運営・管理

### <改訂ポイント>

- ・不正発生要因(リスク)がどこにあり、どのような対策を検討すれば良いのか**研究機関の検討材料(取組事例)**となる。
- ・不正防止の取組において、達成状況が分かるよう一定の判断基準(5段階の成熟度)を設けているので、**目標設定が行いやすい**。



# 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)④

## 体制整備等自己評価チェックリスト

### 【大項目】

- 1. 職員等の意識向上に関する事項
- 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項
- 3. 不正発生要因の把握に関する事項
- 4. 不正防止対策に関する事項
- 5. 研究費のモニタリングに関する事項

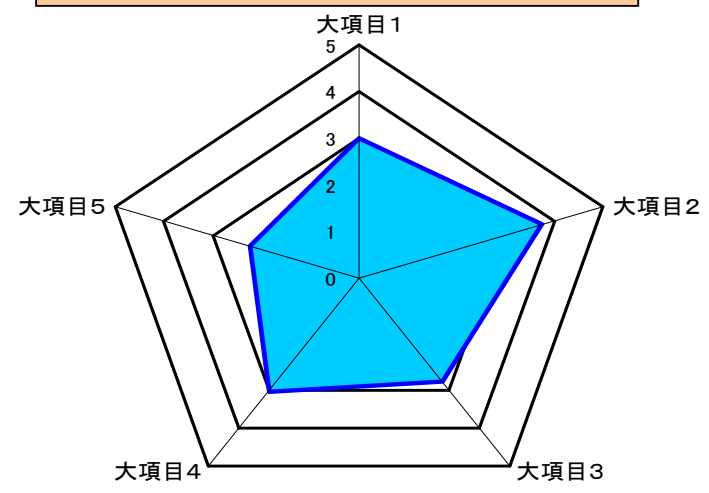
〔イメージ〕

### 【中項目】

- ①研究費の使用について把握された問題に対し、機関として対策が講じられていますか。
- ②検収業務が適正に機能していますか。
- ③発注業務が適正に機能していますか。
- ④旅費、謝金、人件費について、適正に執行していることを検証していますか。

5段階の成熟度のうち、当てはまるもの1つを選択

5つの大項目について、評価結果の平均値をレーダーチャートで表示



### 【小項目】

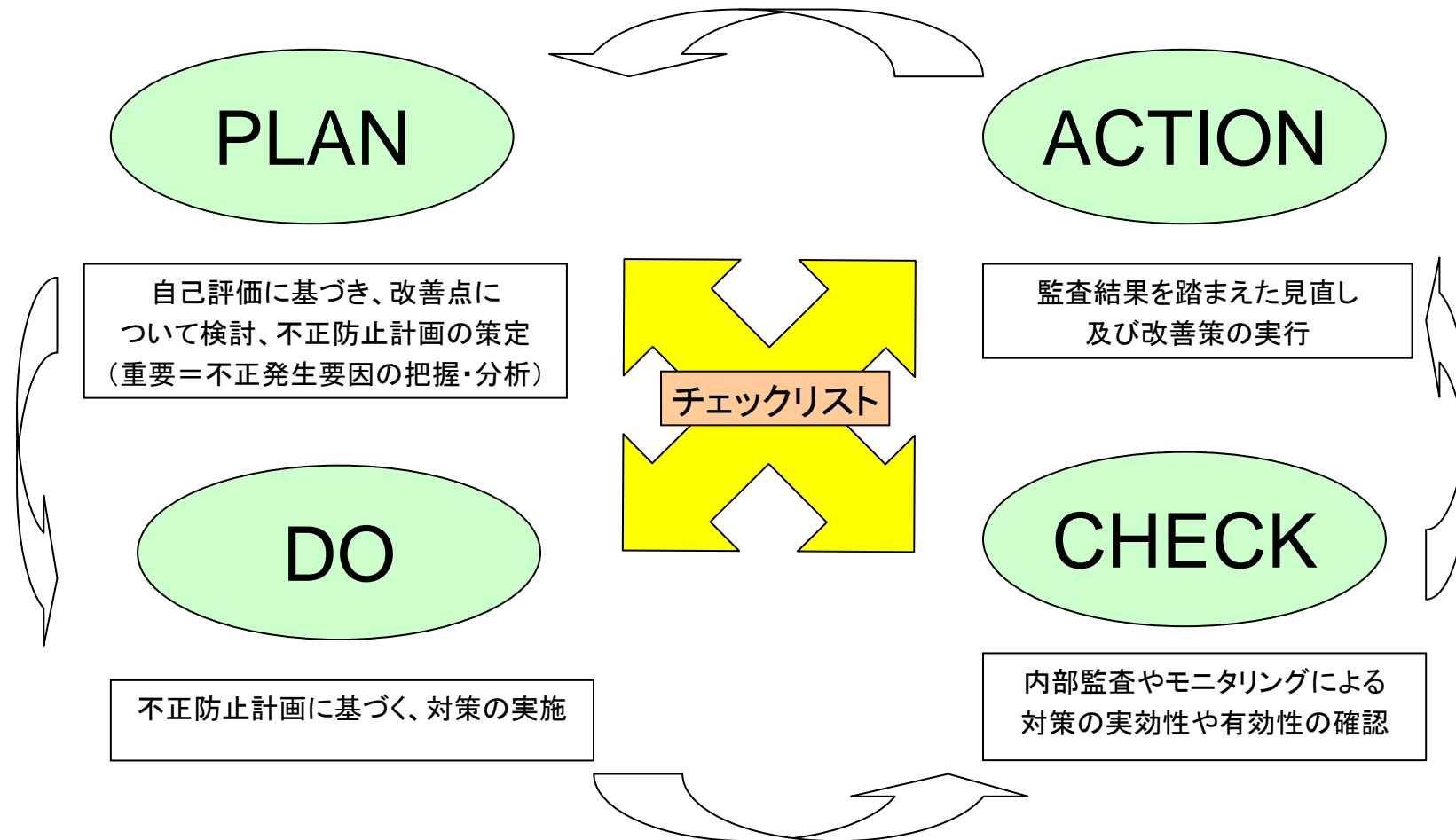
成熟度	評価項目	評価結果
1	検収業務について、手続きの職務権限(責任範囲)及び業務分担が明確になっている。	
2	「1」について、ルールへの遵守などの注意喚起を、研究者及び関係者に行っている。	
3	検収業務は、発注した担当者以外の者が検収を行っている。	
4	「3」について、発注者とは異なる独立した組織(研究室・部署)の担当者が、責任をもって検収を行うことが明確な体制となっている。	
5	原則として全ての調達について、発注から検収までの一連の業務プロセスが、発注者(研究者)から分離された体制となっている。	

## 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)⑤

### ＜チェックリストの活用方法＞

- ① 公的研究費の管理・監査体制について、**チェックリストによる自己評価**を行い、自機関の現状が明らかになったら、**改善すべきことがないか検討**を行う。
- ② 検討の結果、**改善すべき目標に対する計画を策定**する。  
(例えば、取組で低い評価に留まっている部分の改善など)
- ③ ②の後、自機関の公的研究費の運営・管理における**不正発生要因(リスク)**を分析し、それに対応する**具体的な防止計画や防止対策を決定し、実行**する。
- ④ 取組を実施して一定期間が経過した後に、その取組が効果を上げているかどうかを**監査等で確認**し、再度、チェックリストを用いて、**取組前と比較しつつ現状把握**を行い、必要があれば**見直し・改善**する。

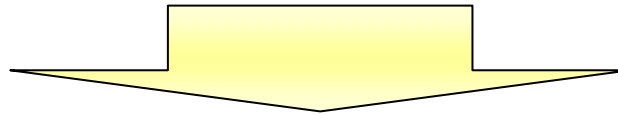
## 4. チェックリストの導入(研究費の不適切経理への対応)⑥



## 5. 一斉調査の実施①

### 全国の大学等の研究機関に対する、公的研究費の不適切な経理に関する調査

これまでも、文部科学省所管の研究費で不適切な経理が判明する度に不正防止の徹底を通知してきた。



一部の機関において業者への預け金等研究費の不適切な経理が判明した事例や、外部の指摘を受けて事実関係の調査が行われている事例が相次いで発生したことから、平成23年8月19日付で、**公的研究費の適正な執行の徹底**とともに、**不正防止の体制整備の実態把握のために調査を実施。**

## 5. 一斉調査の実施②

### 1. 調査の対象、方法、期限

- ① 対象機関：文部科学省所管の以下の機関(1, 179機関)  
大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校、独立行政法人
- ② 対象経費：研究活動のための公的資金に係る「預け金」及び「プール金」
- ③ 対象機関：平成20年度～平成23年度(7月31日)  
なお、調査の過程で、平成19年度以前の不適切な経理が判明した場合は、あわせて報告を求めている
- ④ 調査方法：関係職員や取引業者への確認を含め、各機関の長の責任において適切と考えられる方法
- ⑤ 報告期限：平成23年12月28日

**預け金**：取引業者に架空取引を指示するなどして、物品が適正に納品されていないにも関わらず、納品されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することにより、研究機関に取引業者への支払いを行わせ、当該支払金を当該業者に管理させること

**プール金**：研究機関の研究者、研究室の秘書、学生等が実体のない旅費、謝金やアルバイト賃金などを請求して研究機関に支払わせ、その差額等を研究室や個人等が管理すること

## 8. 一斉調査の実施〔調査結果〕

---

公表日 平成24年3月2日 本日夕方

- ① 20年～23年度に「不適切な経理」があった機関  
..... 機関
- ② 今回の調査の過程で、19年度以前の「不適切な経理」が  
判明した機関 ..... 機関
- ③ 「不適切な経理」の有無を保留又は未了としている機関  
..... 機関

※「不適切な経理」＝研究活動のための公的資金による「預け金」及び  
「プール金」

## 5. 一斉調査の実施③

### 2. 今後の対応

- ① 不適切な経理があったと報告のあった機関については、原因や機関としての今後の不正防止対策等の詳細な報告を求める。
- ② 調査中と報告のあった機関については、早期の調査終了を指示するとともに、不適切な経理があると回答があった場合、①の機関と同様の報告を求める。
- ③ 文部科学省所管の研究費については、詳細の報告書を精査した上で、不適切な経理が行われた補助金等の返還や、申請資格の制限等必要な措置を講じる。
- ④ 必要に応じ、不正使用の内容、発生した原因、防止対策など体制整備の状況について、現地調査による確認を行う予定。

## 6. チェックリストの分析結果①

---

### ○ チェックリスト提出機関：1,262機関 (平成23年3月提出分)

<内訳>

大学638、短期大学199、高等専門学校54、  
大学共同利用機関、国・都道府県立の研究所87、  
独立行政法人71、民間企業99、財団法人・社団法人85、  
その他29

### ○ 個別分析結果(機関の体制整備状況)

チェックリストの中項目(20項目)において、全ての機関  
における成熟度の平均値が、**平均的な取組である「3」に  
満たない項目は7つ**だった。



# 6. チェックリストの分析結果②

## 体制整備等自己評価チェックリストと全機関の平均値

全ての平均値(3.02)

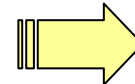
※色付は平均的な取組である評価項目の成熟度「3」の数値を下回った項目

大項目	中項目	平均値
1. 関係者の意識向上に関する事項 ⇒平均値(3.00)	① 研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための取組を行っていますか。	2.87
	② 事務職員は公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にあると認識させるための取組を機関として行っていますか。	3.20
	③ 部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか。	2.58
	④ 最高管理責任者は、管理・監査体制の全般を把握し、改善点等を適切に指示していますか。	3.35
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する項目⇒平均値(2.95)	① 研究費の不正使用に関しての告発・通報を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。	3.13
	② 研究費の使用ルール等に関しての相談を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。	3.19
	③ 研究費の使用ルール等について、研究者に対し周知させ、また、その浸透度を把握していますか。	2.60
	④ 研究費の執行に当たり、職務権限と責任範囲に関し研究者が理解し、また、実態と乖離しないよう適切な見直しが図られていますか。	2.89
3. 不正発生要因の把握に関する事項 ⇒平均値(2.94)	① 研究現場における研究費の使用について問題がないか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか。	2.57
	② 不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。	2.41
	③ 予算執行について、把握・検証されていますか。	3.55
	④ 調達において異常と思われる取引がないかチェックしていますか。	3.21
4. 不正防止対策に関する事項 ⇒平均値(3.09)	① 研究費の使用について把握された問題に対し、機関として対策が講じられていますか。	3.01
	② 検収業務が適正に機能していますか。	3.61
	③ 発注業務が適正に機能していますか。	2.70
	④ 旅費、謝金、人件費について、適正に執行していることを検証していますか。	3.03
5. 研究費のモニタリングに関する事項 ⇒平均値(3.12)	① モニタリングは、関係部署と連携しながら取り組まれていますか。	3.31
	② モニタリングによって得られた情報は、機関内に適切に伝達されていますか。	3.00
	③ 不正発生リスクの除去に向けた実効性のある内部監査が行われていますか。	3.04
	④ 内部監査の確認の結果、問題点があった場合、それらが適切に最高管理責任者に報告され、責任者の指示の下に対策が講じられる体制となっていますか。	3.14

## 6. チェックリストの分析結果③

### 1. 関係者の意識向上に関する事項

- ①研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための取組を行っていますか。

 **全機関の平均値 2.87**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 研究費不正が機関に影響を及ぼすことについて、研究者に注意喚起をしている。(91機関、7.2%)
- 2 研究費不正に関する情報収集に努め、研究者に周知させている。(241機関、19.1%)
- 3 研究費不正の重大さについてわかりやすく整理し、研究者に説明会等により周知させている。  
(755機関、59.8%)
- 4 研究費不正の重大さを研究者が理解しているか確認し、理解度が不十分な場合には、その向上のための取組を行っている。(85機関、6.7%)
- 5 「4」の取組によって、機関に所属する全ての研究者が、研究費不正の重大さについて認識を共有している。  
(90機関、7.1%)

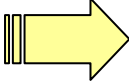
### <自己評価結果の分析>

- 2以上は92.8%であり、殆どの機関が周知には取り組んでいる。しかし、多くの機関が3に留まっていて4以上は少なく、成熟度4の「理解しているか確認」している機関が少ないものと推測される。
- 競争的資金等は国民の税金を原資していることから適正な執行が求められる。そのことを、全ての研究者が認識を共有するためにも、理解の程度によっては、説明や周知の仕方に工夫が必要となる場合があることから、理解しているか確認することが望まれる。

## 6. チェックリストの分析結果④

### 1. 関係者の意識向上に関する事項

③ 部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか。

 **全機関の平均値 2.58**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 部局等において、研究者が事務職員に相談しやすい環境づくりに努めている。(158機関、12.5%)
- 2 研究者からの相談内容及び回答を、部局等の全ての研究者及び事務職員に必要なに応じて周知させている。(621機関、49.2%)
- 3 当該部局において研究現場の問題点を話し合う場を定期的を開催し、研究者及び事務職員の双方が出席して相互理解に努めている。(232機関、18.4%)
- 4 「3」に加え、当該部局において研究費不正の要因把握やその防止対策の検討を行っている。  
(90機関、7.1%)
- 5 「4」に加え、当該部局において、研究者と事務職員が、それぞれの立場や意識を正確に理解し、問題点があった場合には改善に向けた取組を行う体制となっている。(161機関、12.8%)

### <自己評価結果の分析>

- 成熟度2以下が61.7%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の研究者と事務職員が「話し合う場」を設けていないことが推測される。
- 研究者と事務職員の相互理解によって、より実効性のある不正防止対策を策定することが期待できる。研究現場の実態を把握し、実効性のある対応を行うためにも、「話し合う場」を設けることが望まれる。

## 6. チェックリストの分析結果⑤

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項

③ 研究費の使用ルール等について、研究者に対し周知させ、また、その浸透度を把握していますか。

 **全機関の平均値 2.60**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 競争的資金等の受給を希望する研究者に対して、ルール等の資料配付等を行っている。  
(76機関、6.0%)
- 2 研究者を対象とした、ルール等に関する説明会等実施している。(519機関、41.1%)
- 3 全ての研究者を対象として、定期的にルール等に関する説明会等を実施している。  
(556機関、44.1%)
- 4 「3」に加え、機関内で研究者に対しアンケート等の調査を実施し、ルール等の浸透度を把握している。  
(59機関、4.7%)
- 5 「4」を踏まえ、研究者への浸透がしにくい又は研究者が誤解しやすいルール等について、重点的に周知させる取組みを実施している。(52機関、4.1%)

#### <自己評価結果の分析>

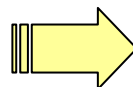
○成熟度2が41.1%、3が44.1%、3以下は91.2%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の「全ての研究者を対象」とした説明会等を行っていないため、及び4の「ルール等の浸透度を把握」していないため2と3が多く、4以上が少ないためと推測される。

○研究者がルール等に関し、理解不足や誤解が生じないために、定期的にルール等の説明を行うこと、ルール等の浸透度を把握し、浸透度が低い場合は、重点的に周知させる取組を実施することが望まれる。

## 6. チェックリストの分析結果⑥

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項

- ④ 研究費の執行に当たり、職務権限と責任範囲に関し研究者が理解し、また、実態と乖離しないような見直しが図られていますか。

 **全機関の平均値 2.89**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 研究費の使用について、研究者及び事務職員の職務権限(責任範囲)及び業務分担が明確になっている。(117機関、9.3%)
- 2 研究費の使用について、研究者及び事務職員に対して職務権限(責任範囲)及び業務分担に関する資料配付等を行っている。(365機関、28.9%)
- 3 研究費の使用に関する職務権限(責任範囲)及び業務分担について、適宜、研究者及び事務職員に説明会等を行っている。(453機関、35.9%)
- 4 「3」に加え、研究現場の状況と乖離しないよう、定期的に見直しを行っている。(189機関、15.0%)
- 5 「4」を踏まえ、研究費の使用について、研究現場の要請を踏まえた効率的な運用や円滑さに配慮した運用を行うための取組みがなされている。(138機関、10.9%)

### <自己評価結果の分析>

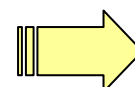
- 成熟度2が28.9%、3が35.9%、3以下は74.1%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の「職務権限(責任分担)及び業務分担」についての説明を行っていないため、及び4の「定期的に見直し」を行っていないためと推測される。
- 職務権限と責任範囲を定めることは必要だが、不正防止の理想的な制度を作っても機能させることが難しい場合や、研究者に理解されないと実効性が伴わない場合がある。そのため、研究現場の実態を踏まえつつ、実態と乖離しないよう研究者の合意を得た制度にすることが重要である。なお、成熟度3と評価した機関は、研究現場の状況と乖離しているかもしれないので、定期的な状況を把握し、必要であれば見直すことが望まれる。



## 6. チェックリストの分析結果⑦

### 3. 不正発生要因の把握に関する事項

- ① 研究現場における研究費の使用について問題がないか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか。

 **全機関の平均値 2.57**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 事務部門は、研究現場における研究費の使用についての問題を把握するように努めている。(72機関、5.7%)
- 2 研究者及び事務職員は、研究現場における問題を認識している。(533機関、42.2%)
- 3 研究現場における研究費の使用について、研究者と事務職員の間で、定期的に話し合う場を通じて、機関内で問題意識を共有している。(564機関、44.7%)
- 4 研究現場における研究費の使用における問題について、研究者や事務職員に対する意識調査を行い、それらの結果に基づき、機関内で問題意識を共有している。(54機関、4.3%)
- 5 研究費の使用に関する自機関固有の問題を体系的に整理把握し、それらをもとに全ての研究者及び事務職員に対して啓発活動を行っている。(39機関、3.1%)

#### <自己評価結果の分析>

- 成熟度2が42.2%、3が44.7%、3以下は92.6%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の「定期的に話し合う場」を設けていないため、及び4の「意識調査」を行っていないためと推測される。
- 研究費の不正が起こるのは機関の管理体制や体質の問題でもあり、全ての者が自らの組織の問題として機関全体の観点にたって関わっていくことが重要である。そのためにも、研究者と事務職員が話し合うことで問題意識を共有していくこと、意識の程度によっては、その後の説明や周知の仕方に工夫が必要となる場合がある事から、意識調査が望まれる。

## 6. チェックリストの分析結果⑧

### 3. 不正発生要因の把握に関する事項

② 不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。

 **全機関の平均値 2.41 ※中項目全体の中で平均値が最も低い**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

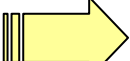
- 1 不正の起こりうる要因や背景について問題意識を持っている。(136機関、10.8%)
- 2 「1」について、具体的な要因や背景を把握・分析し、対策のための検討を行っている。(755機関、59.8%)
- 3 「2」について、不正の起こりうる要因や背景について、自機関における具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理(評価及び優先順位付けを含む)している。(194機関、15.4%)
- 4 「3」を踏まえた具体的な是正計画を立案している。(68機関、5.4%)
- 5 「4」について、継続的に、不正の起こりうる要因や背景を把握し、是正計画を立案し、改善に向けた取組を行う体制となっている。(109機関、8.6%)

#### <自己評価結果の分析>

- 成熟度2が59.8%、2以下は70.6%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の「自機関における具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理」していないためと推測される。
- 「不正の起こりうる要因や背景」を把握することは、不正の防止にあたっての基本である。不正を防止するためには問題意識を持つだけでなく、防止対策(その要否も含む)について検討し実行することが必要である。そのためには要因や背景を把握・分析する必要がある。
- 一般的及び機関独自の不正の要因や背景を把握・分析できていないと、防止対策が適切かどうかの判断ができない。
- 人材や予算が限りある殆どの機関は、全ての防止対策を同時並行で行うことは現実的ではないため、優先度をつけて順次対応することが望まれる。

## 6. チェックリストの分析結果⑨

### 4. 不正防止対策に関する事項

③ 発注業務が適正に機能していますか。  **全機関の平均値 2.70**

成熟度 評価項目 ( )は機関数及びその全体に占める割合

- 1 発注業務について、手続きの職務権限(責任範囲)及び業務分担が明確になっている。  
(241機関、19.1%)
- 2 「1」について、ルールの遵守などの注意喚起を、研究者及び事務職員のほか取引先業者にも行っている。(326機関、25.8%)
- 3 発注状況について、発注者とは異なる事務部門において、実際の発注処理が適時に反映された会計システムなどを通して、常時把握出来る体制となっている。(405機関、32.1%)
- 4 発注動向を定期的にモニタリングして、異常や疑問を生じた場合には、関係者からヒアリングなどを行い、原因分析と対策を講じる体制となっている。(148機関、11.7%)
- 5 発注業務について、発注者と取引先業者の関係が緊密になりすぎないような具体的な取組みを行っている。(142機関、11.3%)

### <自己評価結果の分析>

- 成熟度1が19.1%、成熟度2が25.8%、成熟度3を加えても77.0%と当該項目の取組が低い理由は、成熟度3の「常時把握出来る体制」になっていないため、及び成熟4の「関係者からヒアリングなどを行い、原因分析と対策を講じる体制」になっていないためと推測される。
- 物品の調達における不正防止のためには、問題を起り難くすることが必要である。そのためには、取引状況の常時の確認や、業者の選定について事務部門やシステムを介在させるなどの牽制を取り入れることが重要である。
- しかしながら、どのような対策を講じても問題は起き得る可能性があることを認識し、問題を見つけたら注意喚起だけでなく改善する対応が望まれる。



## 6. チェックリストの分析結果⑩

### 全機関の平均値が「3」以下に該当する中項目の全体傾向

当該取組の自己評価結果が低いと考えられる点には、「**ルールの浸透度の把握**」をしていない、「**研究現場における研究費の使用について研究者と事務職員で定期的に話し合う場**」を設けていない、「**自機関における具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理**」していないなど、**比較的形式的取組**（規則や仕組みを作ることが主）でないものに集約される。

⇒ これらは不正防止の上で重要なものばかりだが、取組には時間がかかると思われるので、目標をもって計画的に実施することが必要。

## 7. 現地調査の分析結果①

### 現地調査の方針

(1)過去に不正のあった機関については、再発防止に向けた取組が機能しているかどうかを確認。

(2)過去に不正のあった機関を含め、公的研究費の管理・監査に関する体制等を、不正発生リスクの低減に繋がるよう整備しているか、その体制は機能し適正に運用されているか等、取組状況の確認。具体には、以下について重点的に確認。

○預け金等の不正を防止するよう、発注及び検収における体制整備状況及びその運用状況の確認。

○リスクを見据えた実効性のある内部監査及び日常業務におけるモニタリングの実施状況の確認。

○研究者及び関係者への周知とその浸透度の把握状況の確認。

## 7. 現地調査の分析結果②

### 過去に不正使用があった機関の取組状況

(1) 預け金やプール金等、不正が行われた当時の背景(不正発生要因)

① 研究者に不正を行ってはならないというルール順守の意識が欠如、使用ルールが十分に浸透していなかった。

② 事務部門等の第三者のチェック機能(発注状況の把握、納品検収、モニタリング等)が不十分。

<例>

- 物品の調達等が研究者任せで事務部門は発注状況の把握等の管理を行っていなかった。
- 競争的資金等の外部からの研究費は学内の資金ではないことを理由に事務部門による管理の対象から除外していた。
- 研究者発注の場合には発注先に偏りがあるなどリスクの高い状況が見られ、こうした状況を事務部門が把握していない。
- 上記を把握していても研究者への確認や指導を適切に行っていない。

等

## 7. 現地調査の分析結果③

③ アルバイト謝金・人件費、旅費について、**証拠書類や実態の確認が不十分。**

④ **ルールと実態が乖離。**

<例>

○ルールでは事務部門が発注・検収を行うこととなっているが、実態は研究者による発注・検収が行われていた。

○ルールでは発注当事者の検収は認められていないが、実態は発注した研究者が検収を実施していた。 等

⑤ 発注において**使い勝手が良い業者を研究者が自ら選定し、長年にわたり取引が集中。**

<例>

○研究者が具体的な品名やメーカー名・型番を伝えなくてもニュアンスを伝えるだけで当該物品を判断できる業者や、研究に役立つ物品を研究者に積極的に提案できる業者が取引が集中していた。 等

 **これらの状況が見られる機関は、不正発生のリスクへの検討・対応が特に必要。**

## 7. 現地調査の分析結果④

(2) 不正発生要因に対し、ガイドライン策定後又は不正発覚後に行った再発防止の取組の例

- ① ルールを遵守すべきことや不正には厳格な処分を行うことなどについて、**全職員に対し、説明会、ハンドブック、マニュアル、ホームページ等で周知。**

**説明会は複数回実施したり、出席しやすい時間に実施。**

**全職員に対し、アンケートや機関内のホームページ等において意識調査や小テストを実施することにより、使用ルール等の浸透度について確認。**

- ② 会計システムを活用して**発注段階から執行状況を管理。**研究者と業者との癒着防止に資するため、**調達の一部について業者を介さない電子購買システムを導入したほか、主な業者向けの説明会を実施。**競争的資金等の外部からの研究費も事務部門による機関管理を実施。

## 7. 現地調査の分析結果⑤

- ③ アルバイト謝金・人件費については、**雇用前に事務部門が本人を確認、勤務に関する書類**(出勤簿、業務従事報告書、出張報告書等)を**事務部門が管理**。また、事務部門が**勤務者本人と日常的に接触することにより勤務状況を確認、現場への抜き打ち確認**。旅費については、出張を証明する関係書類(航空券の半券、**宿泊先・交通機関の領収書等**)の提出、**出張報告書に宿泊先や訪問相手の氏名等を記述**させて必要に応じて確認。
- ④ 研究者の意見を聞きながら**研究現場の実態を把握**し、ルールと実態のどちらを変えるべきかを検討し、**ルールと実態を整合**。
- ⑤ 日常のモニタリングを適切に行うことにより、**偏った発注があれば事務部門が研究者に確認**。  
業者に偏りのある発注をしている場合は、**内部監査による実態確認**。

## 7. 現地調査の分析結果⑥

### 現地調査で確認出来たこと

過去に不正使用があった機関及びそれ以外の機関に共通する事項  
**(リスクと考える事項)**

#### (1) 発注及び検収の状況

- ① 発注業務は、一定額以下の物品については研究者による発注を認めている機関が多い。発注件数の大部分を占める**研究者発注においては業者の選定も研究者が行っているため、発注先(発注品目、時期を含む)の偏りがあるなどリスクの高い状況が見られる。そのような状況を事務部門が把握していないケース、把握していても研究者への確認や指導を適切に行っていないケースなど、モニタリングが不十分。**
- ② 事務部門による検収等、ほぼ全ての機関で検収を実施しており、対策として一定の効果は認められた。今後も、**検収が形骸化しないように注意し、取組を継続していくことが重要。**

## 7. 現地調査の分析結果⑦

### (2) 内部監査の状況

- ①内部監査は、全ての機関で実施されていたが、殆どの機関は対象課題を無作為抽出しており、不正発生要因を踏まえた抽出をしていない。
- ②書面監査(全課題件数の概ね10%)を行うとともに、研究者や謝金等による被雇用者へのヒアリングを行っていたが、書面監査が計数と書類が合っているかの確認に留まり、不正発生要因を踏まえて研究者や業者等への確認を適宜行っている機関は少ない。

### (3) ルール等の周知と浸透度の把握

- ①説明会は、総じて出席率は低く、また、参加を義務付けている機関は少ない。
- ②ルール等の浸透度の把握のためアンケートを実施している機関もあるが、アンケートの回収率は全体的に低調、ルール等の浸透度を把握できるような設問になっていないなど、意識調査としては部分的な取組に留まる。



## 7. 現地調査の分析結果⑧

### 分析結果から機関への留意事項と対応策

#### (1) 発注について

- ①一定金額以下の物品について**研究者発注を認めている機関は多い。機関全体の発注件数の大部分(概ね90%以上)が該当。**
- ②事務部門が殆どの発注を行っている機関では、研究者の意向と関係なく業者の選定を事務部門が行っているケースが多い一方、研究者が参考徴取した見積書の作成業者に事務部門が殆どを発注しているため、**事務部門発注でも研究者発注と実質的に変わらない**ケースもあった。
- ③このほか、地域的に業者が少ない場合や物品の種類によっては業者の偏りを防ぐことが難しい状況もあり、これらの対応の1つとして、例えば、①事務部門等が適切に検収を行う、②日常のモニタリングや内部監査を適切に行って研究者への確認や指導を適宜行う、③研究者や業者への啓発を行うなどにより、研究者と業者の双方を牽制する等がある。

## 7. 現地調査の分析結果⑨

### (2) 検収について

- ①研究者以外の事務部門等による納品の全件検収を実施している機関においては、不正防止策として一定の効果が見られる。今後も**検収が形骸化しないよう注意し、取組を継続**することが望まれる。実施していない機関は、(1)や(3)などを含め、検収以外で何らかの取組が必要と考えられる。(合わせ技)

### (3) モニタリングと内部監査について

- ①モニタリングを実施している機関は多い。ただし、**不正発生要因に照らした確認を行っている機関となると減少し、疑問点があれば研究者に確認や指導を適宜行っている機関は更に減少**。そのため、モニタリングを行っているとする多くの機関でも、**中身が不十分なのではないかと懸念**される。モニタリングとしてはそこまでを求められる。
- ②内部監査は、殆どの機関が監査対象課題を無作為抽出として、**不正が発生するリスク要因を評価して対象課題を選定していない**。不正発生要因を分析して課題を選定することは研究者等への牽制としても効果的である。

## 7. 現地調査の分析結果⑩

### (4) ルール等の周知と浸透度把握について

- ① 殆どの機関がルール等の周知のため、マニュアルやハンドブックの作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施等何らかの手段をもって行っている。しかしながら、資料の配布やホームページの掲載など**一方通行的な周知の取組だけでは全ての研究者がルール等を理解しているとは言い難い。**  
また、**説明会も出席率は低い機関が多く、参加しなかった者に対して、資料配布のみに留まっている機関が多い。**
- ② **ルール等の浸透度の把握は、アンケート等で部分的に取り組んでいる機関はあるものの、殆どの機関では取組が行われていない。** 研究費不正の重大さ、使用ルール等、職務権限と責任範囲など、説明会での周知すべき内容は何かを検討し、**理解が不十分と思われる者への説明や周知の仕方に工夫が必要となる場合があることから、何らかの形で浸透度を把握することが求められる。**

## 8. まとめ①

### 1. ガイドライン策定後も発覚する公的研究費の不適切経理

- 不適切な経理は、国公立の違い、大学や研究所等機関種別等、特定機関の問題ではなく、**どこでも起こりうる問題**であることを全ての機関が認識する必要がある。

### 2. 23年8月の一斉調査の実施

- ガイドライン策定後、不正防止に取り組むよう要請したにも関わらず、20年以降も預け金及びプール金が行われている事実があり、機関の不正防止対策は機能しているのか、適切に取り組んでいるのか、機関で**今一度、自機関の取組について検討**する必要がある。
- 過去の調査では事実はないと報告された機関から、今回の調査では「あった」と報告されたことで、**自機関の研究費の運営・管理の実態把握について、徹底**する必要がある。

## 8. まとめ②

### 3. チェックリストの分析結果

- これまで、研究機関はガイドラインに基づき、不正防止に向けた体制整備に取り組んできたが、取り組んできた体制整備の中でも、「研究者が研究費の不正の重大さを理解しているか確認」、「研究者と事務職員の話し合う場を設ける」、「ルール等の浸透度の把握」、「ルールが研究現場の実態と乖離しないよう定期的な見直し」、「不正発生要因について、自機関における具体的な要因や背景を把握し、体制的に整理」、「発注状況の常時把握」など、不正防止の取組のうち、規則や仕組みを作ることが主である項目とは異なる形式的でないと思われる取組が進んでいない。
- これらはいずれも不正防止の上で重要なものばかりだが、取組の構築には時間がかかるものでもあるので、目標をもって計画的に実施することが必要。

## 8. まとめ③

### 4. 現地調査の分析結果

- 発注については、研究者発注を認めている機関が多く、事務部門発注を行っている機関であっても、研究者が実質的に業者を選定していて研究者発注と変わらない状況がある。それらの機関の多くは、事務部門等による検収の強化で不正防止の取組を行っている。
- 事務部門による検収は預け金等の不正防止に一定の効果は見られるが、完全に不正を防止出来るとは言い難いので、**発注の在り方を含め、日常のモニタリングや内部監査など、研究者と業者の双方を牽制する仕組み等について検討し、1つの取組だけでなく、複合的な取組で不正を防止する仕組みを構築**する必要がある。
- 検収については、研究者でなく事務部門が行う仕組みが預け金の不正防止策として効果的と考えられる。しかしながら、**機関で決定し、整備した検収体制も運用をきちんと行う**ことが重要であり、月日の経過とともに**日常業務で形骸化しないよう注意**することが必要である。

## 8. まとめ④

- モニタリングは、不正発生要因に照らして確認を行っていたり、疑問点があれば研究者に確認や指導を適宜行っている機関は少ない。  
また、内部監査も、不正発生のリスク要因を分析・評価をして対象課題を選定するなどしていない。
- 殆どの機関は、モニタリング及び内部監査を行ってはいるが、形式的な書類の確認が重点であるので、不正防止を効果的に行うためにも、**研究費の運用・管理の実態確認を含め、実施方法について、不正の牽制となるよう、今一度検討**されたい。
- ルール等の周知は、ほぼ全ての機関で研究者に対し実施されているものの、実施内容について、対象者に理解されるよう周知がなされているかは、周知の場である説明会の参加状況から判断すると徹底されているとは言い難い。また、理解されているかを客観的に判断する浸透度の把握を行っていない機関も多い。**研究者に不正防止を理解してもらうためにも、研究費不正の重大さや、職務権限等を含め、実施**されたい。

## 9. おわりに

- 研究費の不正使用は、不正を行った一研究者の問題に留まらず、当該機関全体の問題に繋がることを、機関に所属する職員等に再度周知されたい。
- ガイドラインはもとより、文部科学省のホームページにある「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)」にも不正防止策を例示しているので、それらを参考として、自らの機関にふさわしい不正防止計画を策定・実行し、より不正の起きにくい対策・体制を構築されたい。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm))